

適正配置計画に基づく後期対象校の適正配置について

答 申

令和 6 年 1 月 3 1 日

岩見沢市立学校通学区域審議会

1. はじめに

全国的に少子化が進むなか、岩見沢市においても児童生徒数の減少が続いており、学校の小規模化による教育環境等への影響が懸念されている。

このため岩見沢市教育委員会は、平成30年度、将来における市内小・中学校の適正配置を検討するための基本計画について「岩見沢市立学校通学区域審議会」に諮問し、平成31年2月に答申を受け、平成31年3月「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画」（以下『基本計画』という。）を策定した。

さらに、令和元年度には、基本計画に基づく適正規模に満たない学校の適正配置について諮問し、適正配置対象校の基準や選定、対象校における適正配置期間を前後期5年ずつに分類するなどの答申を受け、令和2年7月に「岩見沢市立小・中学校適正配置計画」（以下『配置計画』という。）を策定したところである。

今回、当審議会では岩見沢市教育委員会から、『配置計画』の後期計画期間に入るにあたり、後期対象校の適正配置について諮問を受け、前期の適正配置結果等を踏まえてより現状に即した適正配置を進め、子どもたちにとって望ましい教育環境を提供するために審議を行い、その結果をここに示すものである。

2. 後期計画に向けた考え方

(1) 適正規模

『基本計画』では、小中学校とも適正な学校規模（学級数）を1学年2学級以上、また、適正な学級編制を1学級あたり18人以上とした。

当審議会においても、この考え方は妥当であると判断し、審議における基準とした。

適正規模（基本計画による）	
学級数	小学校12学級以上、中学校6学級以上
1学級の児童生徒数	18人以上

(2) 学校規模の状況

配置計画の策定後、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の1学級の児童数が40人から35人に引き下げられた。これを踏まえ、後期計画の終了年度となる令和

10年度の各学校の規模を推計したところ、小学校14校のうち12校、中学校9校のうち5校が適正規模を満たさないことが予想される。

○学校別の学校規模の状況

令和5年度（2023年5月1日現在）

※カッコ内は学級数

	小学校		中学校	
適正規模	12 学級 以上	中央小 (12) 南小 (13) 東小 (12) 美園小 (12) 第一小 (12)	6学級 以上	東光中 (11) 光陵中 (16) 緑中 (9)
適正規模未満	7学級 以上	岩見沢小 (10) 志文小 (8) 幌向小 (11) 日の出小 (11)	4学級 以上	豊中 (4) 清園中 (5) 明成中 (5)
	6学級	第二小 (6) 北真小 (6)	3学級	上幌向中 (3)
小規模特認校		メーブル小 (3)		
前期審議済		北村小 (5) 栗沢小 (6)		北村中 (3) 栗沢中 (3)

令和10年度(2028年度)見込

※カッコ内は学級数

	小学校		中学校	
適正規模	12 学級 以上	中央小 (12) 第一小 (12)	6学級 以上	東光中 (9) 光陵中 (15) 緑中 (7) 明成中 (6)
適正規模未満	7学級 以上	岩見沢小 (10) 南小 (10) 志文小 (7) 幌向小 (7) 東小 (7) 美園小 (11) 日の出小 (7)	4学級 以上	豊中 (5) 清園中 (4)
	6学級	第二小 (6) 北真小 (6)	3学級	上幌向中 (3)
小規模特認校		メーブル小 (3)		
前期審議済		北村小 (6) 栗沢小 (6)		北村中 (3) 栗沢中 (3)

(3) 対象校

後期計画に向けた審議対象校は、『配置計画』策定時の考え方を踏襲し、令和5年度現在および令和10年度推計のいずれにおいても「1学年1学級以下」の学校とした。

上記のうち、メープル小学校については、少人数の特色ある教育活動を展開する小規模特認校に指定していることから、審議の対象外とした。

なお、『配置計画』を策定した令和2年の時点においては、幌向小学校も「1学年1学級」となることが見込まれ、同校と豊中学校を審議対象校に含めていたが、前述のとおり小学校の1学級あたりの児童数引き下げにより学校規模が変動したことを受け、幌向小学校と豊中学校は審議の対象外とした。

審議対象校	
小学校	第二小学校、北真小学校
中学校	上幌向中学校

(4) 適正配置の必要性

地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりを進めるためには、それぞれの地域における学校の存続は必要である。

しかし、学校の小規模化が進むことで次のような課題も懸念される。ひとつは子ども同士が切磋琢磨する機会や、多様な価値観に触れる機会の逸失。ひとつは配置教員数の減少による学校運営上の問題であり、小学校では教頭が授業を行う場面の発生や、中学校では免許外教員による専門外の教科指導が発生する。

一方で、小規模であることで教職員が子ども一人ひとりときめ細かく関わることができる長所もあり、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるためには、課題と長所を総合的に検討し、学校規模の適正化を図る必要がある。

3. 審議対象校の適正配置

(1) 第二小学校の状況

第二小学校は、計画期間である令和10年度までの児童数推計では大きな減少は見られず、学校規模に変化が生じない。

計画期間内において第二小学校と隣接小学校との統合を検討する場合、中央小学校の校舎では現状の第二小学校の児童数を収容する余裕がなく、幌向小学校の校舎については規模に加え校舎の老朽化も課題となる。

このことから、学校の配置及び現在の通学区域を維持すべきであると考え

(2) 上幌向中学校の状況

令和10年度までの生徒数推移は、第二小学校と同様に横ばいであり、学校規模に変化が生じない。

隣接中学校である光陵中学校または豊中学校との統合を検討する場合、いずれの校舎も生徒を受け入れる教室数は確保可能である。しかしながら、中学校区を単位とする“コミュニティ・エリア構想”により地域連携を進めている現在において、第二小学校に先駆けて上幌向中学校だけの適正配置を行うことは妥当とは言えないため、学校の配置及び現在の通学区域を維持すべきであると考え

なお、上幌向中学校と第二小学校を同時に統廃合する場合、100名以上の児童生徒を移送するためにスクールバス増便が不可欠となる。

(3) 北真小学校の状況

令和10年度までに児童数の減少が一層進行することが見込まれるが、計画期間においては単式学級が維持できる見込みである。

隣接小学校との統合を検討する場合、同一中学校区である第一小学校の校舎では北真小学校の児童数を収容できる余裕が無い。もう一つの隣接学校である岩見沢小学校は、児童を受け入れる教室は確保できるものの、北真小学校とは中学校区が異なっていることや、通学経路の点など多くの課題が生じる。

このことから、学校の配置及び現在の通学区域を維持すべきであると考え

4. 今後の適正配置に当たっての留意事項

今後、小・中学校の適正配置を行うに当たっては、次の事項に十分留意した上で検討を行うこと。

(1) 適正配置の時期

児童生徒数や学級数の推移、校舎等の建物の状況を見極め、計画期間に固執せず適正配置の時期や方法を決定すること。

(2) 市民等への情報提供

適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域住民に十分な説明を行い、理解をもとめるとともに、多くの関係者の意見を議論に取り入れること。

(3) 通学手段の確保

学校の統廃合を行う場合、当該地域の児童生徒全員が統合先の学校へ安全に通学できるよう、スクールバス等の通学手段を確保すること。

また、通学区域の分割の必要性についても検討し、地域住民の意見を十分に聴取した上で適正配置を進めること。

5. 今後に向けて

少子化に伴う学校の小規模化は今後も進むことが予想される。今回審議した学校についても、令和11年度以降は児童生徒数のさらなる減少が見込まれることから、適正配置の必要性は一層高まるものと考えられる。

子どもたちが多様な価値観に触れ、社会性や協調性を育むためには一定の学校規模が必要である一方、学校は地域づくりの核としても重要な役割を担っている。

当審議会では、いずれの審議対象校も学校の配置及び現在の通学区域を維持すべきであると結論づけた。一方で、今後、適正配置の議論を進める際には、将来のまちづくりにおける学校の在り方の観点から、保護者や学校関係者はもとより、地域住民や市長部局とも緊密な連携を図ることが極めて重要であると考ええる。また同時に、学校の維持管理経費にも着目し、教育的観点・まちづくり観点・財政的観点など多方面からの意見を取り入れ、早期に議論を開始するべきであると考ええる。

本答申や今後策定される配置計画を機に保護者、地域住民が子どもの教育環境についての理解を深め、適切な情報公開や話し合いによる相互理解の下、子どもたちにとってより望ましい教育環境の実現を第一に考え、市立小・中学校の適正配置が推進することを願う。